

令和6年秋の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

第1 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 実施期間

- 1 運動期間 令和6年9月21日（土）～9月30日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日（月）

第3 スローガン

「秋空に ルールとマナーで かごしまじ鹿児島路」

第4 運動の重点

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

【趣旨】

令和5年中における交通事故死者数全体のうち、自動車乗車中に次いで歩行中の割合が高く、なかでも夜間における歩行中の交通事故による死者数が多く、その全員が夜光反射材を着用していない。

また、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反が認められることから、歩行者に対して反射材用品等の着用とともに、安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童（小学生）の死者・重傷者では歩行中が5割であり、特に、歩行中児童（小学生）の死者・重傷者の通行目的別では登下校が5割を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。

また、歩行中の交通事故による死者数のうち65歳以上の高齢者の占める割合が高いことにも留意が必要である。

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

【趣旨】

例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発しており、交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車で、歩行者の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。

また、飲酒運転やひき逃げ等、悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないため、自動車等の運転者に対して、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転の根絶を図る必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、免許保有人口当たりで見ると、75歳未満の運転者と比較してより多く発生しており、その要因としてハンドルやブレーキの操作不適が多くなっていること等にも留意が必要である。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【趣旨】

令和5年中の自転車関連事故に関し、事故全体に占める割合は微減しているが、自転車乗用中の交通事故死傷者数は、10歳以上25歳未満の割合が高い。

また、全国的に自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比較して高く、本県の自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が5割であるとともに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側にも法令違反が認められる。

さらに、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用と交通ルール遵守の徹底を促していくことが必要である。

第5 各重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止～「プラス1(ワン)運動」の展開～

6月末現在、交通事故死者26人（前年比+9人）中、歩行中の交通事故死者は10人（前年比+4人）で約4割を占めており、そのうち、夜間歩行中の交通事故死者は6人（前年比+2人）で、全員が夜光反射材非着用であった。

また、歩行中の交通死亡事故について、歩行者側全員に走行車両直前直後横断等の法令違反が認められることから、全ての歩行者を対象とした反射材用品等の着用促進や交通ルール遵守の徹底等を強力に推進する必要がある。

(1) 歩行者の交通事故防止対策

ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品，LEDライト，明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ プラス1(ワン)運動の展開

○ 道路中央付近でもう一度左の確認をプラス1(ワン)

○ 夜光反射材をプラス1(ワン)

○ 明るい服装をプラス1(ワン)

ウ 通学路，未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

エ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

オ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

カ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等，道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 横断歩道を渡ること，信号機のあるところでは，その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え，自らの安全を守るための交通行動として，運転者に対して横断する意思を明確に伝え，安全を確認してから横断を始めること，横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる交通事故が多い）等を踏まえた交通安全教育等の推進

- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両直前直後横断が多い）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶～「3（サン）ライト運動」、「飲酒運転8（やっ）せん運動」、「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の展開～

6月末現在、夜間の交通事故が329件（前年比+18件）発生し、死者が10人（前年比+5人）、負傷者が353人（前年比+16人）と増加傾向であることや、秋口から冬季にかけては、日の入り時間が急激に早まり、夕暮れ時以降に死亡・重傷等の交通事故が多発する傾向にあることから、夜間の交通事故防止対策を強化する必要がある。

また、死亡事故やひき逃げ等に発展するおそれの高い悪質な犯罪である飲酒運転が関係する交通事故が22件（前年比+6件）発生し、6人の方が亡くなっていることから、飲酒運転根絶に向けた取組を強力に推進する必要がある。

- (1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組
 - ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（単路や前方不注意による交通事故が多い）を踏まえた交通安全教育等の推進
 - イ 3（サン）ライト運動の展開
 - 早めのライト点灯
 - 原則上向きライト点灯
 - トンネル内でのライト点灯
 - ウ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進
- (2) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策
 - ア 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - イ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進
 - ウ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
 - ウ 飲酒運転8（やっせん）運動の展開
 - 酒を飲んだら運転しません
 - 運転するなら酒は飲みません
 - 酒を飲んだ人には運転させません
 - 酒を飲んだ人には車を貸しません
 - 運転する人に酒はすすめません
 - 酒を飲んだ人の車には同乗しません

- 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- 酒を飲んだら自転車も乗りません
- (4) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (5) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど)等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全席ベルト着用!!「します・させます運動」の展開
 - 車を運転するならシートベルトをします
 - 車に同乗するならシートベルトをします
 - 子ども(幼児)にはチャイルドシートをさせます
 - 後部座席を含む全席にシートベルトをさせます
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (7) 二輪車の交通事故防止対策
 - ア 二輪車の特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底～「かごしま自転車条例」の更なる理解促進～

6月末現在、自転車乗車用ヘルメット非着用で交通事故に遭い死傷した人は125人(前年比-3人)で、そのうち約6割に自転車側にも法令違反等があることから、「かごしま自転車条例」、「自転車安全利用五則」等の周知を徹底し、自転車の安全で適正な利用の推進を図る必要がある。

また、特定小型原動機付自転車の関係する交通事故の発生はないものの、今後、利用増加や交通事故の発生が予想されることから、乗車用ヘルメットの着用推進とともに交通ルールの遵守についても周知啓発を図る必要がある。

- (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転

- 倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化)の周知
 - ア 車道通行の原則, 車道は左側通行, 歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか, 夜間の無灯火走行, 飲酒運転, 二人乗り, 並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転, イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
 - エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
 - オ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)の規定(令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される, ながらスマホの禁止, 酒気帯び運転に対する罰則の創設)についての周知
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ア 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
 - イ 販売事業者, シェアリング事業者等と連携した特定小型原動付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進